

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律
附則第7条第1項前段に規定する支払について

1. 附則第7条第1項前段に規定する支払について

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第7条第1項前段の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払わなければならないこととされる金銭の額(以下「支払金銭」)及びその支払期限(以下「指定期日」)を、以下のとおり定めました。

なお、平成19年原子力発電投資環境整備小委員会で整理された考えに基づいて、電気事業会計規則に則り各社が引き当てた額を、今回各社が支払わなければならない額として定めました。

特定実用発電用原子炉設置者ごとの支払金銭

北海道電力株式会社	9,414,200	千円
東北電力株式会社	15,553,259	千円
東京電力ホールディングス株式会社	10,395,358	千円
北陸電力株式会社	6,232,286	千円
中部電力株式会社	17,084,073	千円
関西電力株式会社	54,500,546	千円
中国電力株式会社	7,939,769	千円
四国電力株式会社	10,053,106	千円
九州電力株式会社	36,123,413	千円
日本原子力発電株式会社	13,074,560	千円

支払期日

平成29年3月31日

2. 支払金銭を分割して支払う場合における利子について

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第3条第6項の規定により当該金銭に付すべき利子は、年率0.58%とします。

平成28年12月28日
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
原子力立地・核燃料サイクル産業課
※平成30年1月12日一部改正